

## 国立大学法人高知大学無期雇用契約転換再雇用職員就業規則

令和 7 年 3 月 25 日  
規 則 第 98 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第 3 条第 2 項の規定に基づき、国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）に勤務する国立大学法人高知大学非常勤職員就業規則の一部を改正する規則（令和 4 年規則第 113 号）附則第 3 項の規定により再雇用される職員（以下「無期雇用契約転換再雇用職員」という。）の就業に関し、必要な事項を定める。

(対象者)

第 2 条 対象者は、国立大学法人高知大学非常勤職員就業規則の一部を改正する規則（令和 4 年規則第 113 号）附則第 3 項に規定する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、国立大学法人高知大学非常勤職員就業規則（以下「非常勤職員就業規則」という。）第 14 条及び第 15 条に該当する者は、国立大学法人高知大学非常勤職員就業規則の一部を改正する規則（令和 4 年規則第 113 号）附則第 3 項の規定による再雇用（以下単に「再雇用」という。）の対象とはならない。

(再雇用の種別)

第 3 条 再雇用は、勤務時間により、次の 2 つの区分により雇用する。

- (1) フルタイム勤務者 勤務時間が 1 週間につき 38 時間 45 分の者
- (2) 短時間勤務者 勤務時間が 1 週間につき 38 時間 45 分未満の者

2 無期雇用契約転換再雇用職員の職種及び職名は、別表のとおりとする。

(再雇用の方法)

第 4 条 再雇用は、第 2 条に規定する対象者が、定年により退職後、引き続き再雇用を希望する場合に、1 年を超えない範囲内の期間（3 月 31 日までの期間に限る。第 6 条において同じ。）及び時間を定めて行うものとする。

2 前項の再雇用を希望する者は、本学が行う再雇用に係る意向調査において、その旨を申し出るものとする。

(試用期間)

第 5 条 無期雇用契約転換再雇用職員には、試用期間は設けないものとする。

(雇用期間の更新等)

第6条 第4条第1項の雇用期間又はこの項の規定により更新された雇用期間は、1年を超えない範囲内で次条に定める上限まで更新することができる。

2 前項の雇用期間の更新を希望する者は、本学が行う再雇用に係る意向調査において、その旨を申し出るものとする。

(再雇用の上限年齢)

第7条 第4条及び前条に定める雇用期間の上限は、65歳に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。

(年次有給休暇の承継等)

第8条 無期雇用契約転換再雇用職員の年次有給休暇は、非常勤職員就業規則を準用する。

2 定年による退職に引き続き無期雇用契約転換再雇用職員となった者の年次有給休暇は、20日を限度として当該退職時における未使用の日数及び時間を引き継ぐものとする。

3 第6条により雇用期間が更新された場合の年次有給休暇は、20日を限度として当該更新された日の前日における未使用の日数及び時間を引き継ぐものとする。

(その他の勤務時間・休暇等)

第9条 無期雇用契約転換再雇用職員の勤務時間、休日、超過勤務、深夜及び休日等の勤務及び休暇（以下「勤務時間等」という。）は、非常勤職員就業規則を準用する。

2 第3条第1項第2号に定める短時間勤務者の1週間ごとの勤務日及び勤務時間については、当該無期雇用契約転換再雇用職員ごとに定める。

(給与)

第10条 無期雇用契約転換再雇用職員の給与に関する事項については、国立大学法人高知大学無期雇用契約転換再雇用職員給与規則に定める。

(退職手当)

第11条 無期雇用契約転換再雇用職員には、退職手当は支給しない。

(懲戒)

第12条 無期雇用契約転換再雇用職員の定年により退職となった日までの引き続く職員としての在職期間中の行為が、非常勤職員就業規則第49条に定める懲戒の事由に該当したときは、これに対して懲戒に処することができる。

(就業規則の準用)

第13条 無期雇用契約転換再雇用職員は、非常勤職員就業規則（第2条（非常勤職員の定義）、第6条（採用）、第7条（雇用期間等）、第10条（試用期間）、第20条（給与）及

び第 57 条（退職手当）を除く。）を準用する。

（その他）

第 14 条 この規則の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

| 職 種   | 職 名                               | 適用本給表  | 備 考 |
|-------|-----------------------------------|--------|-----|
| 教務補佐員 | 教務補佐員（無期雇用契約転換再雇用職員）              | 教育職（一） |     |
| 事務補佐員 | 事務補佐員（無期雇用契約転換再雇用職員）              | 一般職（一） |     |
|       | 事務補佐員（病棟クラーク）（無期雇用契約転換再雇用職員）      |        |     |
|       | 事務補佐員（外来クラーク）（無期雇用契約転換再雇用職員）      |        |     |
|       | 事務補佐員（診療情報管理士）（無期雇用契約転換再雇用職員）     |        |     |
|       | 事務補佐員（医療秘書）（無期雇用契約転換再雇用職員）        |        |     |
| 技術補佐員 | 技術補佐員（無期雇用契約転換再雇用職員）              | 一般職（一） |     |
|       | 技術補佐員（実習助手）（無期雇用契約転換再雇用職員）        |        |     |
| 医療補佐員 | 医療補佐員（医療ソーシャルワーカー）（無期雇用契約転換再雇用職員） | 一般職（一） |     |
|       | 医療補佐員（無期雇用契約転換再雇用職員）              | 一般職（二） |     |
|       | 医療補佐員（看護助手）（無期雇用契約転換再雇用職員）        |        |     |
|       | 医療補佐員（薬剤助手）（無期雇用契約転換再雇用職員）        |        |     |
|       | 医療補佐員（エックス線助手）（無期雇用契約転換再雇用職員）     |        |     |
|       | 医療補佐員（検査助手）（無期雇用契約転換再雇用職員）        |        |     |
|       | 医療補佐員（医療機器操作（運転）員）（無期雇用契約転換再雇用職員） |        |     |
|       | 医療補佐員（医療技術補助員）（無期雇用契約転換再雇用職員）     |        |     |
|       | 医療補佐員（薬剤師）（無期雇用契約転換再雇用職員）         | 医療職（二） |     |
|       | 医療補佐員（診療放射線技師）（無期雇用契約転換再雇用職員）     |        |     |
|       | 医療補佐員（栄養士）（無期雇用契約転換再雇用職員）         |        |     |
|       | 医療補佐員（臨床検査技師）（無期雇用契約転換再雇用職員）      |        |     |
|       | 医療補佐員（理学療法士）（無期雇用契約転換再雇用職員）       |        |     |
|       | 医療補佐員（作業療法士）（無期雇用契約転換再雇用職員）       |        |     |
|       | 医療補佐員（言語聴覚士）（無期雇用契約転換再雇用職員）       |        |     |
|       | 医療補佐員（歯科衛生士）（無期雇用契約転換再雇用職員）       |        |     |
|       | 医療補佐員（歯科技工士）（無期雇用契約転換再雇用職員）       |        |     |
|       | 医療補佐員（臨床工学技士）（無期雇用契約転換再雇用職員）      |        |     |
|       | 医療補佐員（視能訓練士）（無期雇用契約転換再雇用職員）       |        |     |
|       | 医療補佐員（公認心理師）（無期雇用契約転換再雇用職員）       |        |     |

|       |                                  |        |  |
|-------|----------------------------------|--------|--|
|       | 医療補佐員（臨床心理士）（無期雇用契約転換再雇用職員）      |        |  |
|       | 医療補佐員（認定遺伝カウンセラー）（無期雇用契約転換再雇用職員） |        |  |
|       | 医療補佐員（看護師）（無期雇用契約転換再雇用職員）        | 医療職（三） |  |
|       | 医療補佐員（助産師）（無期雇用契約転換再雇用職員）        |        |  |
|       | 医療補佐員（准看護師）（無期雇用契約転換再雇用職員）       |        |  |
| 技能補佐員 | 技能補佐員（無期雇用契約転換再雇用職員）             | 一般職（二） |  |
|       | 技能補佐員（調理師）（無期雇用契約転換再雇用職員）        |        |  |
| 労務補佐員 | 労務補佐員（臨時用務員）（無期雇用契約転換再雇用職員）      | 一般職（二） |  |
| 保育補助員 | 保育補助員（無期雇用契約転換再雇用職員）             | 教育職（三） |  |